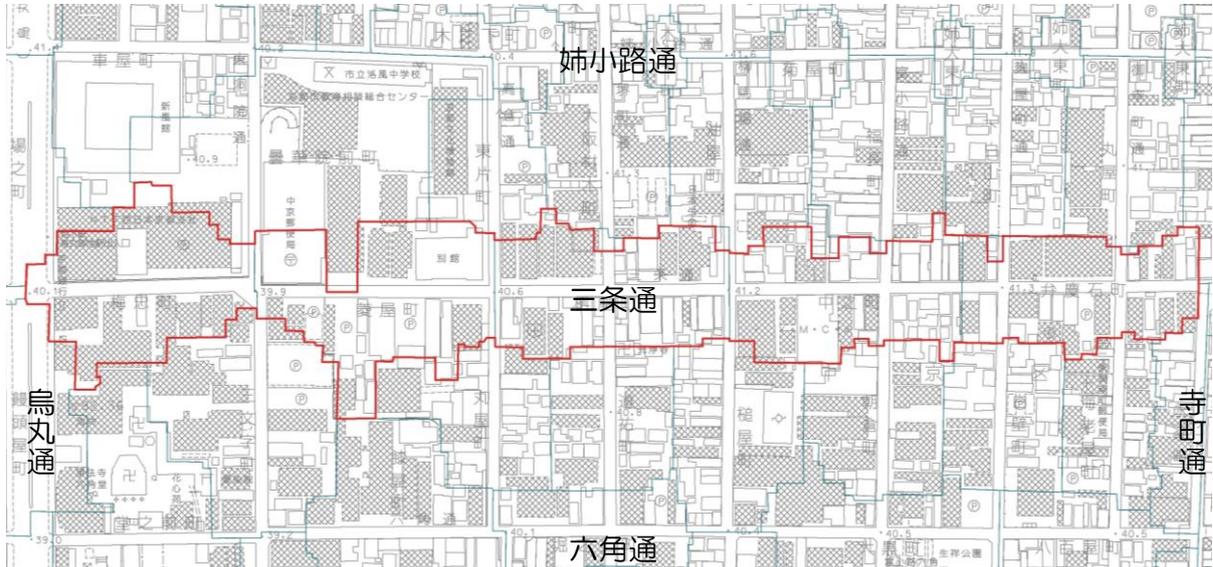


# 中京区 京の三条まちづくり協議会

## ～意見交換の概要～

### 1. 意見交換の対象となる範囲

京都市中京区菱屋町及び梅忠町並びに弁慶石町，中之町及び栴屋町の各一部の地域



### 2. 意見交換の対象となる行為

- ① 景観法及び京都市市街地景観整備条例に基づく認定の申請又は通知が必要な建築物や工作物の新築，新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 京都市屋外広告物等に関する条例に基づく許可の申請や届出が必要な屋外広告物の表示，設置，変更，特定屋内広告物の表示

### 3. 意見交換の方法

<b>構想段階</b>	<p><b>まずは，建築主や事業主等から京の三条まちづくり協議会へ連絡をお願いします。</b></p> <p>(協議会の連絡先については，景観政策課にお尋ねください。)</p> <p>★協議会の指定する申請書類を協議会に提出することをお願いしています。</p> <p>※申請書類は，協議会のホームページ(<a href="http://www.sanjyo-kyo.jp/">http://www.sanjyo-kyo.jp/</a>)からダウンロードできます。</p> <p>★協議会から，意見交換の方法や必要書類，まちづくりの方針などについてお伝えします。</p>
<b>計画・設計段階</b>	<p><b>意見交換の開催 ※開催の2週間前までに申請書類を協議会に提出してください。</b></p> <p>★建築主や事業主等の方から，対象行為の計画について御説明頂きます。</p> <p>★地域景観づくり計画書を参考に，計画内容が三条通界わいにふさわしい景観につながるものとなるように意見交換を行います。</p> <p>★意見交換の内容を踏まえて，より三条通界わいにふさわしい計画に向けて，検討をお願いします。</p> <p>意見交換は、<b>複数回実施</b>することがあります。 余裕を持ったスケジュールを組んでください。</p> <p><b>意見交換は，毎月第2・第4火曜日を基本としています。ご協力お願いします。</b></p>



景観に関する手続きの際，協議会との意見交換の状況を記した**意見聴取報告書**を提出してください。

#### 4. 協議会と計画書の概要

京の三条まちづくり協議会は、  
京のまちなかで長い**歴史**に培われた幅の広い豊かな**文化**や**自然**を尊重し、  
四季や人の温もりを感じられるような、質の高い**感性**を持って三条通をしつらえます。  
通りに息づく文化や様式の**多様性**を楽しみ、認め合い、何より**人のつながり**を大切にして、  
三条らしい**品格ある**通りと景観を**創造**していきます。

### <品格ある三条通を守り育てるための6つの心得>

## 1. 歴史と文化

- 今日まで積み重ねてきた歴史を尊重し  
醸し出されてきた文化の薫りを大事に守り育てます



レンガ建築の雄・重厚な風格



粋な結界：  
何も書いていなくても自転車は止めません

## 2. 感性

- 通りに備わる人の体にあつたスケール感を基調に、  
五感にはたらきかける人間味のあるしつらえを心掛めます



ちょっとした工夫・心づかいで、緑をあしらいます

## 3. まちなかの自然

- 美しい山や川に抱かれた京のまちなかで、  
季節や時のうつろいを感じられる工夫を施します



江戸時代の町家(左)と新しい町家(右)の調和

## 4. 多様性

- 通りに息づく多彩な文化や様式を認め合い、  
懐の深い魅力的な共存を目指します

## 5. 創造性

- 私たちが創るものは、常に三条通の歴史や文化の一端をかたちづくっている  
という自覚のうえにたち、一過性でない本物を積み重ね、未来につなげます



洋風の様式を取り入れた斬新なデザイン



ビロチーにしつらえられたベンチ

## 6. 人のつながり

- 通りに関わるさまざまな人が協働する場をつくり、  
思いを共有するコミュニティーを育てていきます

ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。

計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000221526.html>)

問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 Tel 075 - 222 - 3397